

# 地域情報化アドバイザー制度等の概要

【別紙2】

- ICTを活用した取組みを検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見、ノウハウ等を有する「地域情報化アドバイザー」等<sup>〔注〕</sup>を派遣し、ICT利活用に関する助言、提言、情報提供等を実施。
- 地域におけるICT利活用の取組を促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与するとともに、地域情報化の中核を担える人材を育成する。

〔注〕：地方公共団体等のニーズに合わせて、アドバイザー（短期：派遣回数3回まで）又は、マネージャー（中長期：概ね5回以上）を派遣

